

医療安全管理に関する掲示

- ◆当院は、医療事故を防止し安全かつ適切な医療を提供するため、安全な医療の提供、医薬品の安全管理、医療機器の安全管理に対する取り組みを行っています。
- ◆安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、医療安全管理部門と医療安全委員会が中心となり、医療安全の必要性や重要性を全職員に対し研修会などで啓蒙しています。
- ◆また患者様及び家族様からのご相談やお申し出を、医療安全の管理に活かしていきますので、医療に対する不安や、入院生活に対する不安があるときは、看護職員や医療相談窓口の職員にご相談ください。

2025. 4. 1 医療安全管理部門



医療法人社団東光会

茂原中央病院

医療安全管理のための指針

1. 医療安全対策に関する基本的な考え方

- ◆医療における基本の徹底と質の向上を図る。
- ◆医療が人の手によって支えられている限り、事故やエラーが起こり得ることを前提に立ち、それらを起こさないための環境・システムを病院全体で構築する。
- ◆医療事故の分析に関しては「誰が」ではなく「何が」「何故」に視点をおき環境・システムの改善を図る体制を構築する。
- ◆医療に携わる者一人一人の医療安全に対する意識改革を図る。

2. 医療安全管理体制の整備

1. 医療安全管理部門

- ①医療時の要点と具体的な対策の作成
- ②事例事故の報告及び評価分析
- ③医療事故の報告
- ④事件事例集の作成

2. 医療安全委員会

- ①各部署のインシデント・アクシデントの毎月の集計と内容の報告
- ②医療安全発生時の対応管理及び再発防止のための対策と立案・推進
- ③当院の医療安全対策に関する基準の見直しを検討
- ④意見箱(みなさまの声)の報告と対応

3. 医療安全部門管理

- ①院内のインシデント・医療事故の未然防止・再発防止の役割
- ②医療現場におけるリスク情報(インシデント・アクシデント)についての情報収集
- ③情報収集したインシデント・アクシデントを基に院内事故対策マニュアルの作成及び改訂を各部署へ促し、職員への周知、徹底を図る

4. 看護部の医療安全対策委員会

- ①委員会は、看護部各部署のインシデント・医療事故の未然防止・再発防止の役割
- ②看護部各部署におけるインシデント・アクシデントの情報交換し必要であれば既存の事故対策マニュアルの見直し改定を行う

3. 医療事故発生時の具体的な対応

1. 医療事故が発生した際は、医師、看護師等の連携の下に救急処置を行う
2. 医療事故の報告
3. 患者・家族への説明
4. 事故調査と医療機関としての統一見解
5. 警察署への届け出
6. 保健所・関係行政機関への報告
7. 重大事故の公表
8. 患者・家族等のプライバシーの尊重

4. インシデント（ヒヤリハット事例）の把握と対応

1. インシデント報告は各部署で行なう
2. インシデントを経験した職員は、発生から2日以内に報告する
3. 職員がインシデント報告をした事をもって当該職員に対し不利益な処分を行わないこととする
4. 報告内容は、医療安全委員が把握して毎月検討を行う
 - ①報告に基づく事例の原因分析
 - ②インシデント事例をなくすための対策
5. 医療安全委員会は、インシデント事例をなくすための対策について、必要に応じ、職員に周知する

5. 患者から相談対応に関する基本方針

医療現場の中で、患者・家族からの苦情や相談等に対し、当院と患者・家族との良好な信頼関係を築くため、医療安全管理者等による相談及び支援を受けられる体制を整備しています。迅速に対応し患者サービスの向上を図る事と、安全な医療サービスの実践に努めます。

6. その他医療安全推進に必要な基本方針

1. 医療事故の減少を目指し、「医療安全対策マニュアル」の徹底と見直し・改定を行い、患者様を中心とした安全な医療サービスの実践に努めます。
2. 医療安全確保のため、業務の標準化・統一化に取り組み、医療の安全の改善と推進を図る。

2025. 4. 1 医療安全管理部門



医療法人社団東光会
茂原中央病院